

氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（拡充分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（拡充分）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第2条 市長は、氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金交付要綱に基づく氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（以下「まちなか補助金」という。）を活用して出店する者が、当該事業に必要な備品及び設備を購入する場合に、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の交付を受けることができる者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付申請を行う年度において、まちなか補助金の交付決定を受けた者とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、まちなか補助金の対象事業において使用する備品及び設備の購入に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、500千円を限度とする。

2 本補助金の額とまちなか補助金の額の合計額は、2,000千円を限度とする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、この端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 氷見市まちなか空き店舗等出店支援補助金交付決定通知書の写し

(2) 購入予定の備品及び設備の一覧表（様式第2号）

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の書類を審査し、速やかに確認したうえで補助金の交付の可否を決定して補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは条件を付するものとする。

(変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金（拡充分）変更等承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の書類を審査し、速やかに補助事業の変更内容の可否を決定し、補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して60日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度末日のいずれか早い日までに、氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業（拡充分）実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 備品及び設備を購入した際の領収書の写し

(2) 購入した備品及び設備の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告の書類を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通ずる

ものとする。

(調査)

第11条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第12条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金について期限を定めてその返還を命じることができる。

- (1) 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する財産)を目的外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ氷見市まちなか空き店舗等出店支援事業補助金(拡充分)財産処分承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、補助事業者が市長の承認を受け、補助金の交付に係る財産を処分したことにより収入があった場合は、補助事業者に対し、当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(帳簿類の管理)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を当該補助金の交付に係る事業が完了した日の属す

る年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間又はその耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに関係する書類とともに保管しなければならない。

(細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月18日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。